

令和5年3月22日

保護者の皆様

大田区教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃より、本区の学校教育ならびに新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。令和5年4月からの新学期以降の学校におけるマスクの着用に関する考え方の見直し等について、文部科学省より通知がありました。

これに基づき、本区では以下のとおりの対応といたしますので、保護者の皆様におかれましてはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1 新学期以降の区立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年3月17日付文科省通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」に基づき対応します。当該通知につきましては、文科省のホームページをご参照ください。当該文科省通知以外の感染症対策につきましては、基本的にこれまでどおりの対応とします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直しに伴うマスク着用以外の感染症対策について、今後、国による見直しが予定されています。区立学校における対応につきましては、その内容を踏まえたうえで検討し、決まり次第迅速に各小中学校を通じて保護者の皆様あてに周知させていただく予定です。

(1) 令和5年4月以降の区立学校におけるマスク着用について

児童・生徒及び教職員は、学校教育活動に当たり、マスクの着用を求めないことを基本とします。給食時の対応や音楽の合唱等、感染のリスクが比較的高い各活動場面における対策についても、マスクの着用を求めないことを基本とし、上記文科省通知に基づき対応します。

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

入学式等の儀式的行事においても、(1)のとおりとし、来賓や保護者についてもマスクの着用を求めないことを基本とします。

【問合せ先】

(感染症対策に関すること)

学務課保健給食係

電話 5744-1431

(各校における指導に関すること)

指導課指導主事

電話 5744-1435